

別れて暮らす父親と子どもとの面会交流実態調査

— 母子家庭の母親へのアンケート調査から —

堀田 香織 埼玉大学教育学部心理・教育実践学講座

キーワード：面会交流、母子家庭、父子

1. 問題と目的

1-1 はじめに

現在わが国のひとり親世帯のうち、母子世帯数は推計1,231.6千世帯である（平成28年度全国ひとり親世帯等調査より）。全国ひとり親世帯等調査（旧全国母子世帯等調査）は厚生労働省により5年に1回実施されている調査で、無作為に抽出された調査区内のひとり親世帯を対象に行われている。ここでいう「母子世帯」は「父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」と定義されている。この調査によると、母子世帯になった理由別に、死別母子世帯（母子世帯総数の8.0%）と生別母子世帯（91.1%）があり、生別母子世帯の内訳は、「離婚（生別母子世帯の87.2%）」、「未婚の母（9.6%）」、「遺棄（0.6%）」、「行方不明（0.4%）」、「その他（2.2%）」となっている。母子世帯のうちの約9割近くを離婚が占めているわけだが、平成29年人口動態調査によれば、2017年の離婚件数は21万2262件で、そのうち、親権を行わなければならない子（20歳未満の未婚の子）をもつ離婚件数は、12万3397件（総離婚件数の58.1%）、さらにこのうち夫が全児の親権を行うのが1万4555件（11.8%）、妻が全児の親権を行う10万4423件（84.6%）、その他（夫と妻がそれぞれ分け合って子どもの親権を行う場合）4,419件（3.6%）となっている。そして、親権者は多くの場合、子の養育・監護を行うことになる。

面会交流とは、夫婦が離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが定期的、継続的に交流を保つことである（裁判所HP）が、前述の平成29年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯で、面会交流を現在も行っている世帯は29.8%、面会交流を行ったことがあるのは19.1%、行ったことがないのが46.3%であった。そして、面会交流を現在実施していない最も大きな理由としては「相手が面会交流を求めてこない（13.5%）」が最も多く、第2位は「子どもが会いたがらない（9.8%）」、「その他（8.8%）」を除くと、第3位が「相手が養育費を支払わない（6.1%）」であった（ただし「不詳（52.1%）」）。

近年、この面会交流をめぐる母子世帯の母親と別れて暮らす父親との間で紛争が起きることが増えている。二宮（2013）は「別居親が子や同居親の事情を配慮せず、面会交流を親の権利として強く主張したり、逆に同居親が頑なに別居親と子との交流を拒む事例がある」と指摘している。平成29年度司法統計（裁判所HP）によると、家事調停事件のうち面会交流に関する新受件数は13,161件、家事審判事件のうち面会交流に関する新受件数は1,883件あり、平成19年（調停5917件、審判883件）と比較するといずれも2倍以上に増えている。千村ら（2018）は、家庭裁判所に持ち込まれる「面会交流事件」の終局件数（調整及び審判を含む）について、「平成27年と平成15年を比較して、約2.8倍に大きく増加している」こと、「父母の申し立て別では、父からの申

し立てが約3.5倍、母からの申立てが約1.9倍となっている」こと、「特に、改正された民法766条が施行された平成24年以降の伸びが大きい」ことを報告している。

民法766条の改正とは、面会交流について明示し、親同士の協議で定められないときは家庭裁判所が定めることとした改正である。親同士の駆け引きや思惑のために面会交流を行うか否かが左右されることを防ぐために、面会交流の決定は「子の利益を最優先に考慮すべき」であるとされた。こうした民法改正に至るまでの社会的背景、考え方の変遷は細矢ら（2012）に詳しい。しかし同時に、事案によっては面会交流が子どもにも負担を与える場合があることが指摘されており（長谷川 2016）、特に子どもが父親と面会することを拒絶する場合、両親の間に強い紛争や葛藤がある場合、DVや暴力によって別れた場合の判例については司法領域で議論となっている（梶村 2013、櫻井 2017、佐藤 2017、花元 2017、安井 2018他）。

1-2 面会交流に関する調査研究

面会交流についての調査研究は近年様々な領域で多様な協力者を対象に行われている。2011年民法改正以降に行われた主な調査研究は以下のとおりである。家庭裁判所の調査官らによる研究としては、意思確認の際の子の表現にフォーカスした研究（森田ら 2016）、面会交流が課題となる調停事件についての研究（千村ら 2018）が発表されている。さらに、面会交流支援機関を対象とした野口（2015）、親の離婚を経験した大学生を対象とした野口ら（2016）と青木（2017a, b）の調査研究、別居親との面会交流を継続していた青年を対象とした小川（2018）の調査研究などがある。

一方で、親を対象とした調査研究は、民法改正以降限られている。日本DV防止情報センター（友田 2012）は神戸市の委託を受けて、別居離婚後の子ども14名（うちDV目撃もしくは別居親による虐待体験者12名）と、同居する子どもを別居親に面会させた親17名（うちDV被害者13名）を対象に聴き取り調査を行い、DV事例については特別な配慮が欠かせないことを訴えている。また、民法改正以前には、シングルマザーを対象に、面会交流・養育費・共同親権制度についてのアンケート調査（NPOしんぐるまざあず・ふぉーらむ、NPO全国シェルターネット 2010）が行われている。この調査は、面会交流と養育費、共同親権制度についての調査であるが、このうち、面会交流（調査用紙では「面接交渉」と記載）について設定された項目は、「面接交渉を決めたか」、「面接交渉を行っているか」、「面接交渉を必要だと思うか」という3項目のみであり、「面接交渉を決めた人が37.3%、決めていない人が40.5%で、決めていない人の方が多い」、「面接交渉をしている人は23%、していない人は70%である」、「子どもの父が交流することが必要だと考えている人は37.4%、そうは思わない人が59%で、必要性を感じていない母親が多い」ことが報告されている。本調査はこの調査をベースに、面会交流についての項目を増やして作成したものである。

1-3 本研究の目的

本調査の目的は母子家庭の子どもと別れて暮らす父親との父子面会交流の実態を明らかにするとともに、面会交流についての母親の意識を調査し、現状と課題を考察することにある。母子家庭と父子家庭では異なる現状と課題を有すると考えられるが、今回は、母数が多く、協力の得やすい母子家庭を対象とした。また、父子面会交流については母親、父親、子ども各々の意識を調査することが求められるが、今回はまず、母親の意識を取り上げる。母親を対象としたのは、先に示したとおり、母親が同居親、父親が別居親であることが多いという実態、最も子どもの近くに

居て、子どもが面会交流後不安定になることがないかなど、子どもの様子を把握しやすい存在であること、面会交流実施の希望について子どもに心理的影響を与えやすい存在であること、そして、現実的な理由として実際に協力を得やすく十分な数の回答が得られると思われたことが理由として挙げられる。

なお、先述の全国ひとり親世帯等調査（以下、全国調査と表記する）において20歳未満の未婚の子を養育すると定義された「母子世帯」と区別して、子どもの年齢を制限せずに父親と別れた母と子を含む家庭を本調査では「母子家庭」としている。これにより回答者数を増やし、より広く母子家庭の現状を知ることを目指した。また、裁判所HPでは、面会交流の定義として離婚と別居の場合のみが想定されているが、本調査では「非婚・未婚」出産で生まれた子どもとその父親の父子面会交流も対象に加える。なお、全国調査では、「未婚」という言葉が使われているが本調査では「非未婚」と表記する。

2. 方法

2-1 調査協力者

調査協力者は256名で、その内訳は特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ会員90名、同web会員72名、公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会会員84名、不明（フェースシート未返送のため）10名である。

2-2 調査方法

しんぐるまざあず・ふぉーらむ会員330名、同web会員約1200名、埼玉県母子寡婦福祉連合会343名のうち、死別によって母子家庭となった会員を除き、離婚、別居中、および非未婚の会員に、各団体から質問紙を郵送した（埼玉県母子寡婦福祉連合会については一部手渡し）。回答は会員から調査者への郵送により回収した。しんぐるまざあず・ふぉーらむweb会員には、定期的にメールマガジンが送られるので、そのメールマガジン上に協力依頼およびアンケート入力フォームのURLを記載し、Googleフォームにより回答を得た。メールマガジンは必ずしも登録者全員によって読まれているとは限らないため、郵送による紙媒体での回収率のみ算出したところ、回収率は25.9%であった。

調査にあたって、「母子家庭の子どもたちと別れて暮らす父親との面会交流について、その決め方や会い方の実態を知るとともに、最も身近に子どもたちを見ている母親の意見を聴き、子どもたちにとってどのような面会交流のあり方が良いのか検討する一助としたい」という調査目的、回答者には謝礼としてお菓子を送ること、アンケート結果が統計的に処理され、個人についての情報が漏れることはないことを記した。

2-3 調査時期 2017年10月～12月

2-4 調査内容

(1) 調査項目：①回答者（母親）について：年齢、就労年収、就業状況、同居家族、離婚／別居時期、離婚／別居／非未婚出産理由、面会交流の決め方（希望の有無、決めた時期、決めた手続き）など

- ②子どもについて：末子の年齢、子どもの意思確認の有無・内容など
- ③父親について：離婚／別居後の養育費の支払い状況、再婚など
- ④面会交流実施について：面会交流実施の有無、頻度、時間、子どもとの過ごし方、第3者のサポート、第3者機関を利用しない理由など
- ⑤母親の意識：(面会交流実施の母親対象)「面会交流は子どもの成長に役立っていると思うか」、(全母親対象)「面会交流は子どもにとって必要だと思うか(離婚回答者には離婚当時と調査時点との両方について尋ねた)」、「面会交流に関して感じている問題点」、「面会交流によって実現できていること」

「面会交流について感じている問題点」は以下の17項目から複数選択とした。

- 子どもが父親と会うことを拒否する(以下、「子どもの拒否」と記載)
- 父親が子どもと会うことを拒否する(以下、父親の拒否)
- 自分が子どもに言ってほしくないことを父親が言う(以下、父親の発言)
- 自分が子どもにしてほしくないことを父親が子どもにする(以下、父親の行動)
- 父親が時間を守らない(以下、時間を守らない父)
- 面会交流について父親と連絡を取り合うのがストレスである(以下、連絡のストレス)
- 子どもの目の前で口論を(しがち・しそう)である(以下、子どもの前での口論)
- 子どもが連れ去られるのではないか心配である(以下、連れ去りの心配)
- 子どもに父親からの悪影響がある(以下、子どもへの悪影響)
- 父親に会った後、子どもが不安定になる、もしくは、不安定になりそうである(以下、子どもの不安定)
- 子どもが虐待を受ける危険がある(以下、虐待の危険)
- 子どもを引き渡す際に父親から自分がDVを受ける危険がある(以下、DVの危険)
- 子どもが忙しくて面会する時間的余裕がない(以下、子どもの忙しさ)
- 父親と日程が合わない(以下、父親の日程)
- 父親が再婚してしまった(以下、父親の再婚)
- 養育費が支払われていない(以下、養育費未納)
- その他

「面会交流によって実現できていると思うこと」は以下の9項目から複数選択とした。

- 父親が子どもを大切に思っていることが子どもに伝わっている
- 自分ができないことを子どもにしてくれている
- よい男性(父親)モデルになっている
- 父親の親族など、子どもを支えてくれる大人が他にもいることが子どもに伝わっている
- 子どもをみってくれるので、その間自分が自由に過ごせる
- 父親が父親としての自覚をもち、義務を果たす
- 父方祖父母が喜ぶ
- 自分だけで育てているのではないという心理的な安心感が生まれる
- その他

以上の調査項目から、本論文では主に、回答者(母親)と子ども、面会交流の決め方と実施状況、および母親の意識についての結果を報告する。

3. 結果と考察

3-1 回答者について

回答者(256名)の婚姻状況は離婚189名(73.8%)、別居25名(9.8%)、非未婚42名(16.4%)であった。満20歳未満の未婚の子どもを養育している母子世帯を対象にした平成28年度全国調査とは、対象者の属性が異なるので、直接の比較はできないが、参考のため比較すると、本調査では非未婚母子家庭の割合がやや高いと言える。

調査時点での母親の年齢は22歳～66歳に渡り、平均年齢42.5歳、標準偏差7.4歳、中央値42歳、調査時点での末子の年齢は0歳～40歳に渡り、平均年齢は9.8歳、標準偏差6.6歳、中央値8歳であった(図1、図2 図中の数字は回答者の人数である。図3以降についても同様である)。参考に全国調査と比べてみると、母親の平均年齢がやや高く(全国調査生別母子世帯の母の平均年齢40.6歳、本調査42.5歳)、末子の平均年齢は低い(全国調査生別母子世帯の末子の平均年齢11.1歳、本調査9.8歳)。出産年齢がやや高いこと、後述のように年取がやや高い可能性があることを考え合わせると、本調査の回答者は学歴が高い傾向があると想定できるかもしれない。

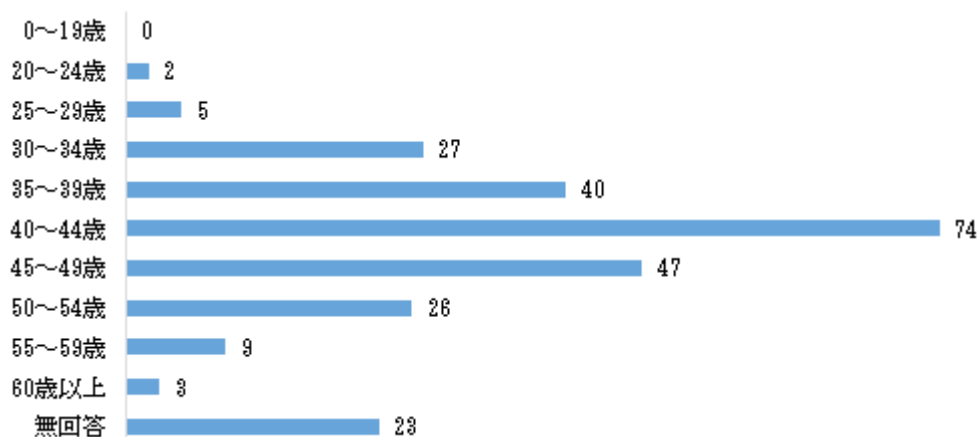


図1 回答者の年齢

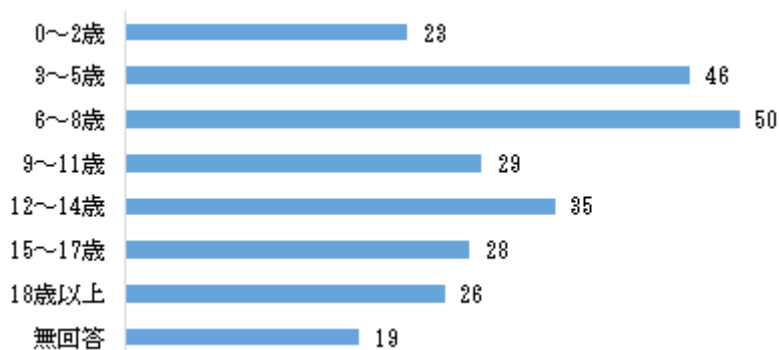


図2 末子の年齢

回答者256名のうち206名(80.5%)が就業しており、そのうち正規職員・従業員は96名(46.6%)であった(図3)。また、平均就労年収222.2万、標準偏差173.5万、中央値200万であった(図4)。参考に全国調査と比較すると、平均就労年収は高く(全国200万、本調査222万)、就業状況はほ

とんど差がなかった（全国調査 就業率83.1%、そのうち正規職員・従業員45.0%）。ただし、今回の調査では就労年収については無回答の割合が高く、ある傾向をもった回答者が回答していない可能性もあるため、慎重に検討する必要があるだろう。

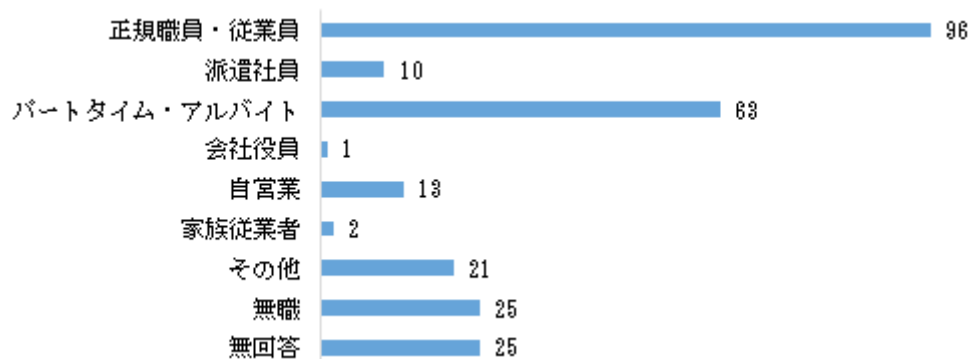


図3 回答者の就業状況

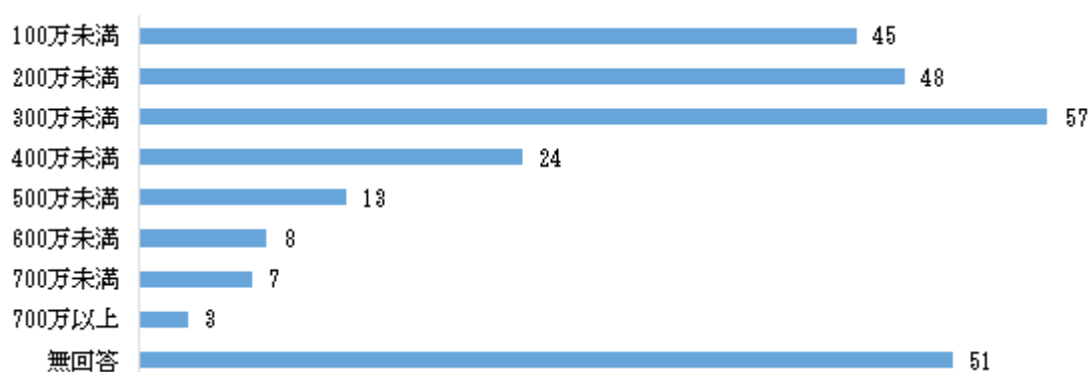


図4 就労年収

3-2 面会交流の決め方

離婚により母子家庭となった母親（189名）を対象として、面会交流を決める際、面会交流実施を希望したか否か、面会交流について決めたか否か、決めた時期、決めるための最終手続きについて尋ねた。その結果、面会交流を希望した母親は79名（41.8%）、反対したのは77名（40.7%）であり、ほぼ拮抗していた。また、面会交流について決めたと回答したのは93名（49.2%）、決めていないと回答したのが67名（35.4%）であった。対象者の所属団体は異なるが、参考のために、2010年調査（NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ、NPO法人全国女性シェルターネット2010）の結果（決めた人が37.3%、決めていない人が40.5%）と比較してみると、決めた回答者の割合が増えていた。また、全国調査では24.1%が「取り決めをしている」、70.3%が「取り決めをしていない」と回答しており、これと比べると今回の調査結果は「取り決めをしている」が高い値となっているが、全国調査では母親の最終学歴も調査しており、最終学歴が大学・大学院の場合は38.8%が取り決めをしており、58.1%が取り決めをしていないという結果になっている。本調査の結果はこの値により近い結果となっている。

面会交流について決めた時期について、「離婚時に決めた」が106名（56.1%）、「離婚後」が8名（4.2%）であった。約4割が無回答となっており「いつ決めたか」を特定しづらい状況であることがうかがえる。面会交流について決めるための最終手続きは、「話し合い」61名（32.3%）、「調

停」50名(26.5%)、「審判」7名(3.7%)、「その他」16名(8.5%)であった。これについても約3割が無回答であった。

全回答者を対象に、子どもの意思確認を行ったか否かについて尋ねたところ、回答者全体(256名)のうち、確認した回答者が79名(30.9%)、確認しなかった回答者が170名(66.4%)であった(図5)。婚姻状況別にみると離婚の場合28.6%、別居の場合はこれを上回り44.0%、そして非未婚の場合は33.3%が意思確認を行っていた。末子年齢別には各年齢段階の該当人数が少ないので明確な傾向について述べることはできないが、最も高い割合となったのは12~14歳で、51.4%の母親が子どもの意思を確認していた(図6 子どもの年齢が無回答だった場合は除いてある。以降の末子年齢別帯グラフ、棒グラフ、表についても同様である)。子どもの発達段階を考えると12歳以上で確認する割合が増えていると考えられる。また、15歳以上で確認する割合が少ないということについては、以前は現在よりも子どもの意思を確認することが少なかったためではないだろうかと推察されるが、今後の検討が必要である。

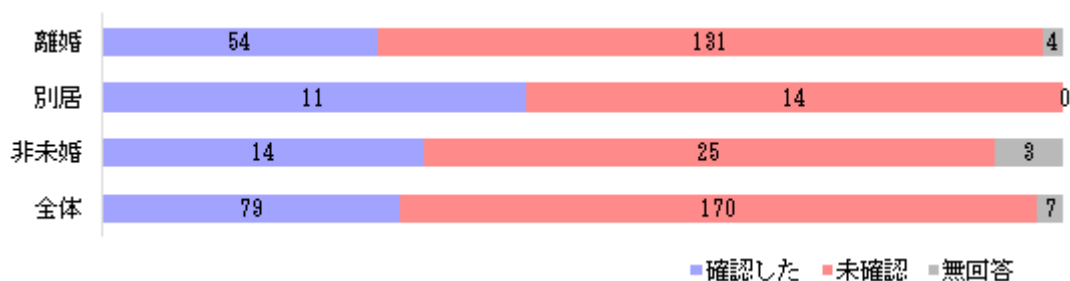


図5 子どもの意思確認

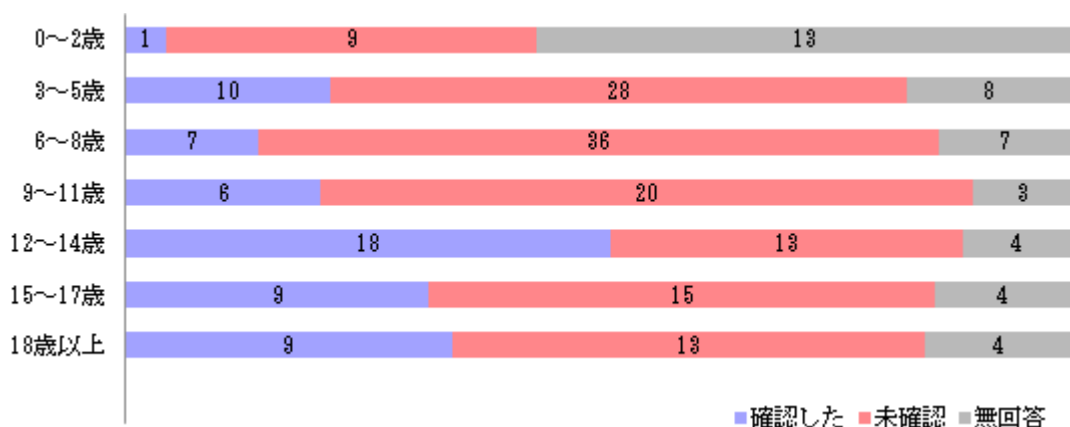


図6 子どもへの意思確認(年齢別)

さらに「確認した」と回答した離婚/別居の回答者(65名)にその確認内容を尋ねたが、「離婚/別居に対する気持ち」42名(65.6%)、「今後の生活に対する希望」42名(65.6%)、「離婚/別居後の面会交流について」48名(75.0%)と、面会交流について尋ねた割合が最も高かった。面会交流について離婚/別居の回答者全体(214名)のうち22.4%が確認したということになる。離婚/別居の回答者にはいつどのような形で子どもの意思を確認し、子どもの意思がどのようなもので、それが反映されたか否かについて自由記述を求めた。しかし、自由記述の内容は多様で子どもが面会交流を希望した割合や、それが反映された割合などを割り出すことはできなかった。非未婚回答者42名のうち、面会交流についての子どもの意思確認をおこなったのは13名(31%)と少なかったが、子どもの希望について自由記述ではなく選択肢を設定してあり、「会いたい」が

8名（意思確認を行った回答者のうち61.5%）、「会いたくない」が2名（意思確認を行った回答者のうち15.4%）であった。半数以上の子どもが別れて暮らす父親に会うことを希望しているという結果であったが、子どもが父親との面会を希望する可能性があるとして母親が考えた場合に母親が子どもの意思を確認しているため、高い割合になった可能性がある。また、非未婚の場合、どの時期に子どもに父親について知らせ、意思確認を行うかは母親にとって迷うところであるが、今回の調査では、子どもの意思確認年齢は、5歳以下が6名（46.2%）と最も多く、次いで6～10歳以下、および11～15歳以下が各2名（15.4%）、16歳以上が各1名（7.7%）であった。今回の非未婚に関するこれらの調査結果は、非未婚で面会交流を実施している数が少ないので一般化することはできず、今後、より大きな規模の調査が待たれる。

3-3 父子面会交流の実態

面会交流を実施している回答者が101名で全体の39.5%（離婚40.2%、別居64.0%、非未婚21.4%）、実施していない回答者が153名で全体の59.8%（離婚59.3%、別居36.0%、非未婚76.2%）であり、実施していない方が多かった（図7）。婚姻状況別にみると、別居群は離婚群よりも面会交流実施の割合が高く、非未婚群は低かった。所属している団体が異なるので直接の比較はできないが、参考のために比較すると、2010年調査（NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ、NPO法人全国女性シェルターネット 2010）の結果（「面会交流実施」23%、「実施していない」70%）と比べてみると、面会交流実施の割合は増加していた。また、これも参考までに、全国調査結果（「面会交流実施」29.8%）と比較すると、今回の結果は高い割合となっているが、全国調査の最終学歴が大学・大学院の群では「面会交流実施」37.5%であり、本調査結果はこれに近い値となっている。

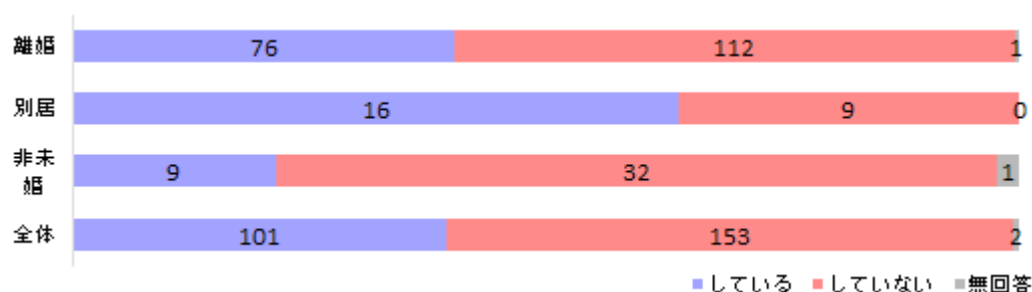


図7 面会交流実施の有無

先述の通り、末子の年齢別の結果については各々のサンプル数が少ないので、一般的な結果とはいえないが、今回の調査では、末子の年齢別に面会交流実施割合を見ると、もっとも実施割合が高いのが12～14歳（51.4%）、次いで6～8歳（46.0%）、3～5歳（45.7%）であった（図8）。15歳以上になると面会交流実施の割合は下がっている。ただし、15歳以上になると母親が面会交流について把握していない場合も増えると思われるので、これについては子どもを対象とした調査で確認する必要がある。

面会交流の頻度は、全体で月1回が最も多く30名（29.7%）、次いで2～3か月に1回が27名（26.7%）、半年から1年に1回が12名（11.9%）であった（図9）。全国調査でも月1回以上2回未満が最も多く、その他を除くと、4～6か月に1回以上と、2～3か月に1回以上が次に多かった。また、家庭裁判所による子の監護事件のうち認容・調停成立件数を見ると、やはり月1回以上が最も多く、2～3ヶ月に1回以上がその次となっており、本調査でもおおむね同じような傾向が

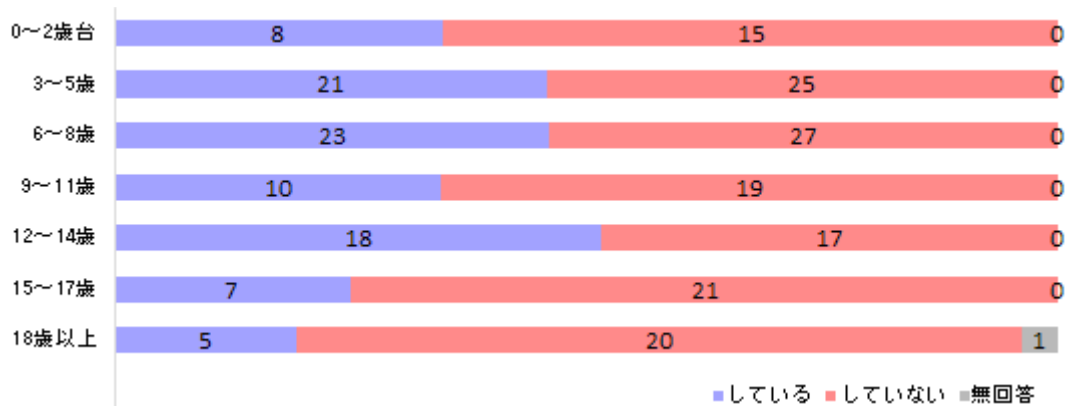


図8 面会交流実施の有無（末子の年齢別）

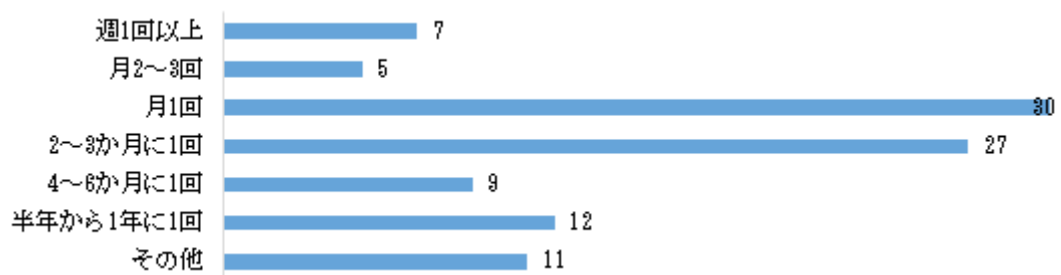


図9 面会交流実施頻度

見られたといえる。

末子の年齢別に見てみると、9～11歳までは約半数が月1回以上の面会交流を行っており、その後は減っている（図10）。実施率の最も高かった12～14歳は、実施頻度については11歳までと比べると低いという結果であった。先述の通り、年齢による比較が可能となるだけの十分な回答数が得られていないので、子どもの年齢ごとの実態についてはサンプル数を増やして再検討する必要がある。

1回あたりの平均面会交流実施時間は3～6時間が最も多く29名（28.7%）、次いで3時間未満が24名（23.8%）、6～9時間が19名（18.8%）であった（図11）。また、24時間以上という回答が11名（10.9%）あった。

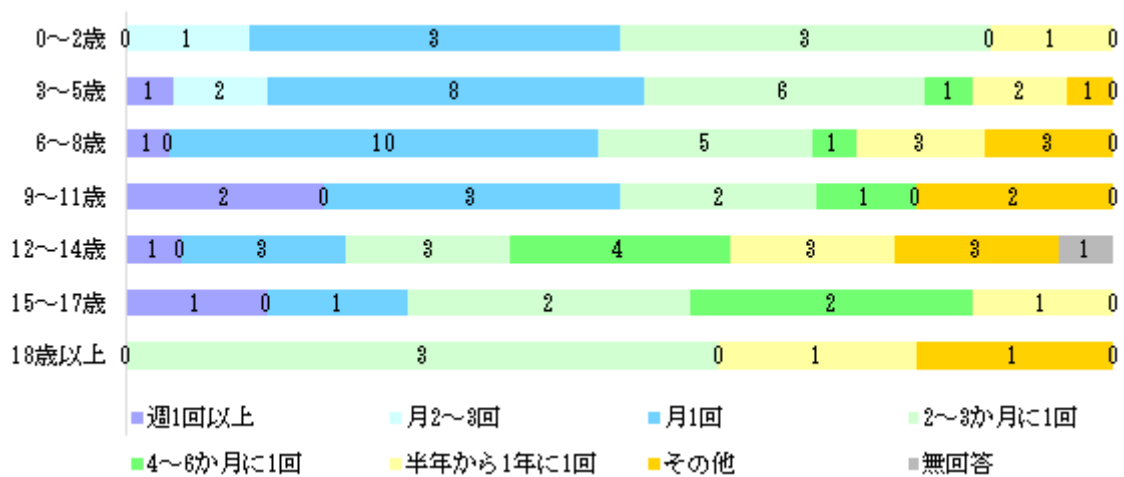


図10 面会交流頻度（末子年齢別）

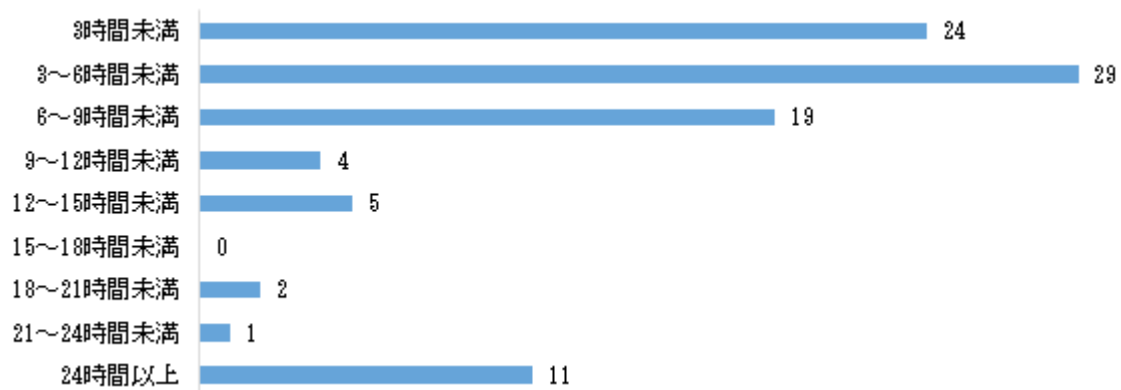


図11 1回の面会交流時間

末子年齢別にみると0～2歳で最も多いのは3時間までで、大きくなるにつれて面会時間が長くなり、9～11歳で24時間以上過ごす割合が最も多くなっている。その後、12歳以上になると、また時間が減っていく傾向にある（図12）。

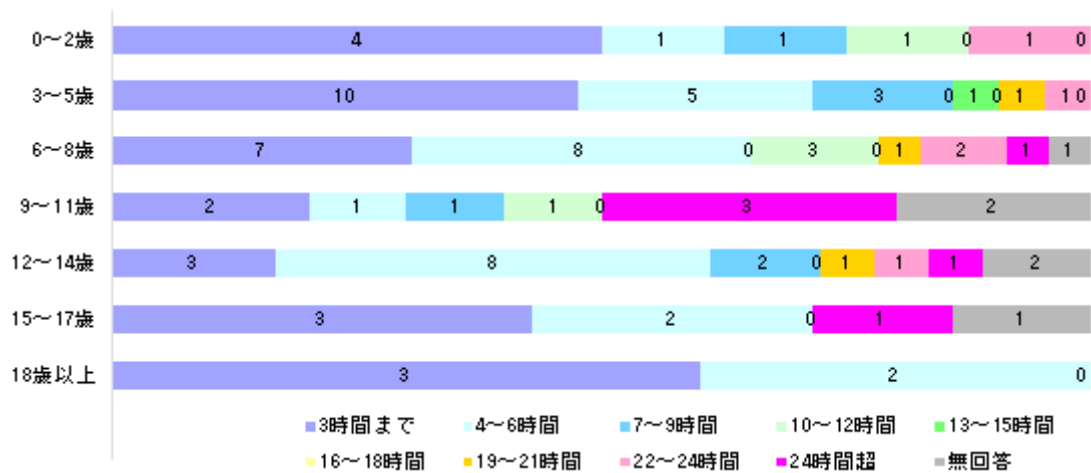


図12 面会交流時間（末子年齢別）

面会交流における子どもとの過ごし方（複数回答）は、全体で「外食する」がもっとも多く55名（54.5%）、「その他」を除くと、次いで「公園などに出かける」48名（47.5%）、「父親宅で過ごす」23名（22.7%）となっている（図13）。なお、「父親宅お泊り」を行っているとは回答したのは、19名（18.8%）であった。

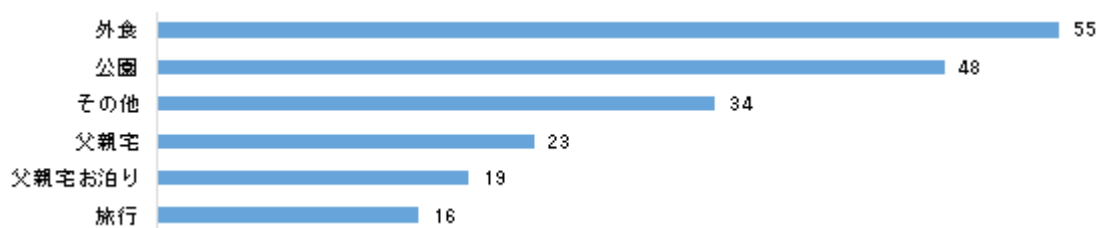


図13 子どもとの過ごし方

その他の子どもとの関わりでもっとも多かったのは「誕生日のカード・プレゼント」42名（41.5%）で、次いで、「メール・lineなど」38名（37.6%）、そして「電話」26名（25.7%）、「学校行事への参加」25名（24.7%）であった（図14）。

「面会交流の際、第三者機関、第三者のサポートを受けているか」尋ねたところ、全回答者で「親

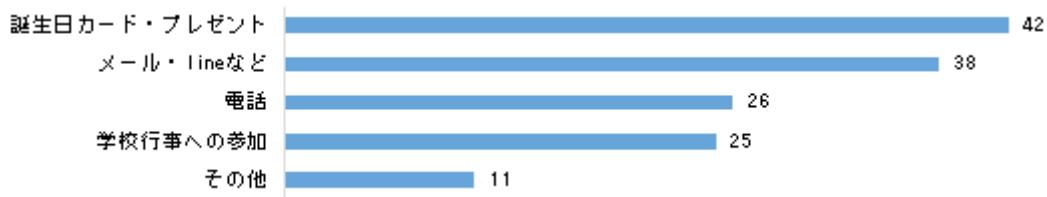


図14 その他の関わり

族」15名(14.9%)が最も多く、次いで「面会交流支援機関」9名(8.9%)、「弁護士」8名(7.9%)、「友人など」4名(4.0%)であった。婚姻状況別に見ると、別居群では「弁護士」が一番多く、次いで、「親族」となっていた(図15)。いずれも2割を切っており、全回答者の半数以上が無回答であった。さらに離婚して面会交流を実施している回答者(76名)に「第3者機関を利用していない理由」を尋ねたところ、「必要ない」が36名(47.4%)であった他、「知らない」が15名(19.7%)、「経済的負担のため利用できない」と答えたのが14名(18.4%)、「地域にないから」と答えたのが3名(3.9%)であった。

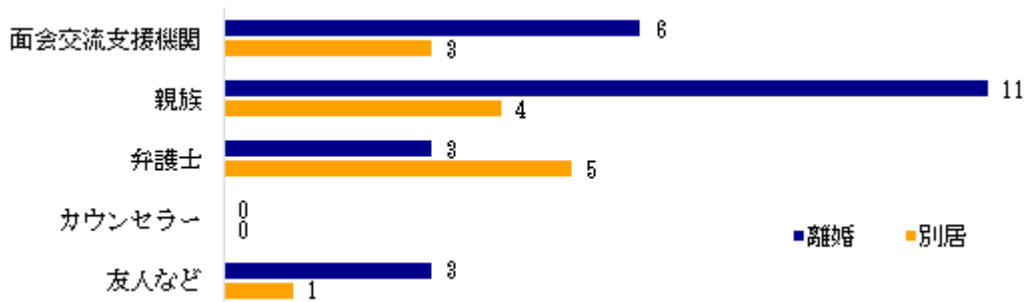


図15 面会交流のサポート

3-4 父子面会交流についての母親の意識

面会交流実施者101名(離婚76名、別居16名、非未婚9名)を対象に「面会交流は子どもの成長に役に立っていると思うか」を4件法で尋ねたところ、「強くそう思う」が22名(21.8%)、「ややそう思う」が36名(35.6%)、「あまり思わない」が29名(28.7%)、「全く思わない」が11名(10.9%)で、役に立っていると思う割合(57.4%)が「役に立っていない」と思う割合(39.6%)を上回った(図16)。別居、非未婚については面会交流実施人数が少ないので、その割合について正確に言及することはできないが、参考として婚姻状況別に見ると、別居群では「役に立っている」と思う割合(43.8%)が離婚群(59.2%)よりも低く、非未婚群(66.7%)は離婚群よりも高かった。

末子の年齢別に見てみると、0～2歳では「役に立っていると思う」割合が40%以下で、「役に

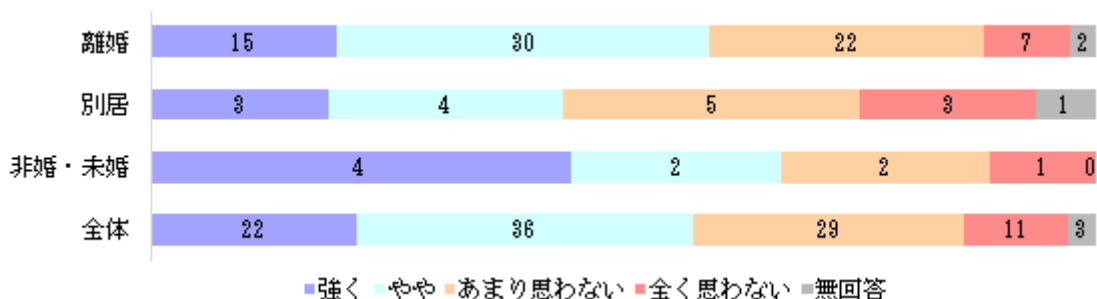


図16 面会交流は子どもの成長に役立っていると思うか

立っていると思わない」を下回ったが、3～5歳及び12～14歳でほぼ50%が「役に立っている」と回答しており、6～8歳、9～11歳、及び15歳以上では「役に立っている」が60～70%であった(図17)。

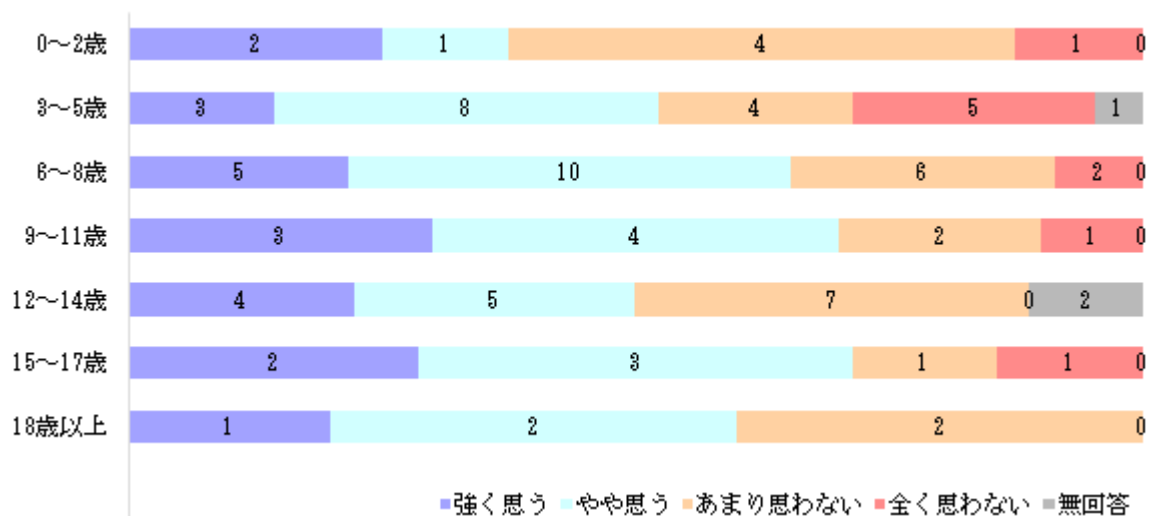


図17 面会交流は子どもの成長に役立っていると思うか(末子の年齢別)

一方、面会交流実施しているか否かに関わらず離婚した回答者(189名)に、「面会交流は子どもにとって必要だと思うか(思っていたか)」、離婚当時と調査時点とで尋ねたところ、離婚当時、必要度の認識を肯定的にとらえていたのは82名(43.4%)で、否定的にとらえていたのは101名(53.4%)であった(図18)。調査時点では、肯定的が79名(41.8%)で、否定的が100名(52.9%)で(図19)、いずれも否定的な認識を持つ回答者が肯定的な認識を持つ回答者を上回っていた。

なお、調査時点での認識は、離婚群だけではなく別居及び非未婚群にも尋ねているが、別居群(44.0%肯定、52.0%否定)及び非未婚群(47.6%肯定、40.5%否定)で、離婚群(41.8%肯定、52.9%否定)よりも肯定している割合が上回り、全回答者では110名(43.0%)が肯定、130名(50.8%)が否定であった(図19)。全回答者でも否定が肯定を上回る結果となった。先述の通り所属団体が異なるので直接の比較はできないが、参考までに、2010年調査(NPO法人しんぐるま

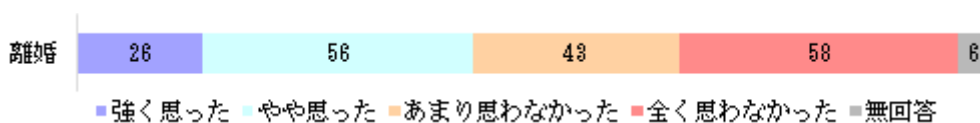


図18 面会交流必要度の認識(離婚当時)

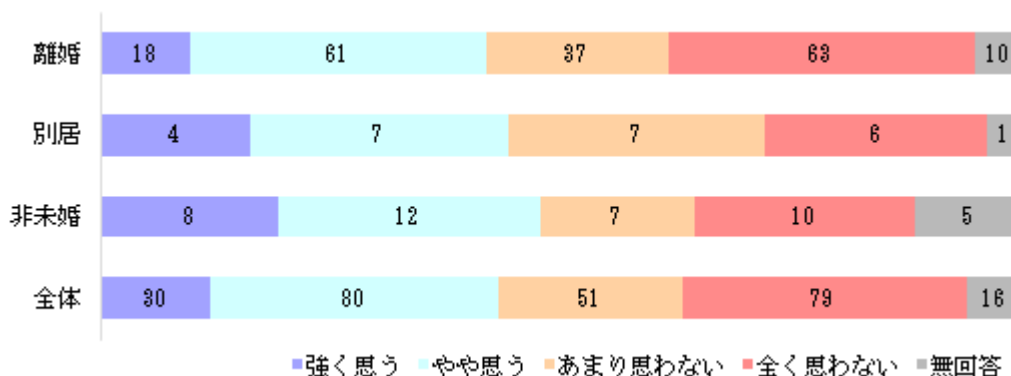


図19 面会交流必要度の認識(調査当時)

ざあず・ふおーらむ、NPO法人全国女性シェルターネット 2010)の結果(37.4%肯定、59.0%否定)と比べてみると、必要度を肯定する割合が増え、否定する割合が減っている。

また、離婚回答者(189名)について、離婚当時の認識と調査時の認識の変化を見てみると、離婚当ても調査時点でも否定的にとらえている回答者が最も多く78名(41.3%)であった。次いで、いずれも肯定的にとらえている回答者が57名(30.2%)であった。離婚当時面会交流を肯定的にとらえていて、現在否定的にとらえているのは22名(11.6%)、その反対は21名(11.1%)とほぼ拮抗している(表1 無回答は記入していない。以下、同様である)。

表1 母親(離婚)の面会交流必要度の認識の変化(離婚時と調査時)

		離婚時		
		肯定的	否定的	計
調査時	肯定的	57	21	78
	否定的	22	78	100
	計	79	99	178

さらに、面会交流を行っている場合と行っていない場合で必要度の認識がどのように変化したかを示したのが、表2である。離婚時と調査時で認識の変化なしという回答が最も多いが、面会交流を実施していない場合には、必要度の認識が減少した回答者が増加した回答者を上回っていた。反対に、面会交流を実施している場合には、減少した回答者よりも、増加した回答者の方が多かった。人は心理的矛盾を抱えた時にそれを低減させる方向に気持ちを変化させることが知られているので、そうしたメカニズムが働いた可能性もあるが、その他に、面会交流を実際に行うことで必要度が認識できるようになる可能性、必要度を認識する場合に面会交流を継続できる可能性などが考えられる。

表2 面会交流実施の有無と必要度の認識の変化

		必要度の認識の変化			
		減少	変化なし	増加	合計
面会交流	実施	23	70	11	104
	実施なし	14	41	19	74
	合計	37	111	30	178

面会交流実施の有無と母親が面会交流を必要だと認識するか否かについて表したのが表3である。面会交流を肯定的にとらえている回答者は面会交流を実施し、逆に面会交流を否定的にとらえている回答者は面会交流実施しない傾向が見て取れる。ただし、面会交流の必要度を肯定的に認識しているが、実施していない回答者が45名(17.8%)、反対に面会交流の必要性について否定的に認識しているが、面会交流を実施している回答者が34名(13.3%)いた。

面会交流を実施している群も、実施していない群も含めた全回答者(256名)に面会交流実施上の問題を複数回答で尋ねたところ、もっとも多くの回答者が問題点として挙げたのは「面会交流について父親と連絡を取り合うのがストレスである」109名(42.5%)で、次いで、「父親に会った後、子どもが不安定になる、もしくは、不安定になりそうである」81名(31.6%)、「子どもに

表3 面会交流実施と母親による必要度の認識

		現在の必要度の認識		
		肯定的	否定的	計
面会交流	実施	64	34	109
	実施なし	45	96	130
	計	98	141	239

父親からの悪影響がある」72名 (28.1%)、「養育費が支払われていない」68名 (26.6%)、「子どもが連れ去られるのではないかと心配である」64名 (25.0%)、「子どもが父親に会うことを拒否する」57名 (22.3%)、「自分が子どもにしてほしくないことを父親が子どもにする」53名 (20.7%) で、これらはいずれも2割以上の回答者が問題点として挙げている (図20)。

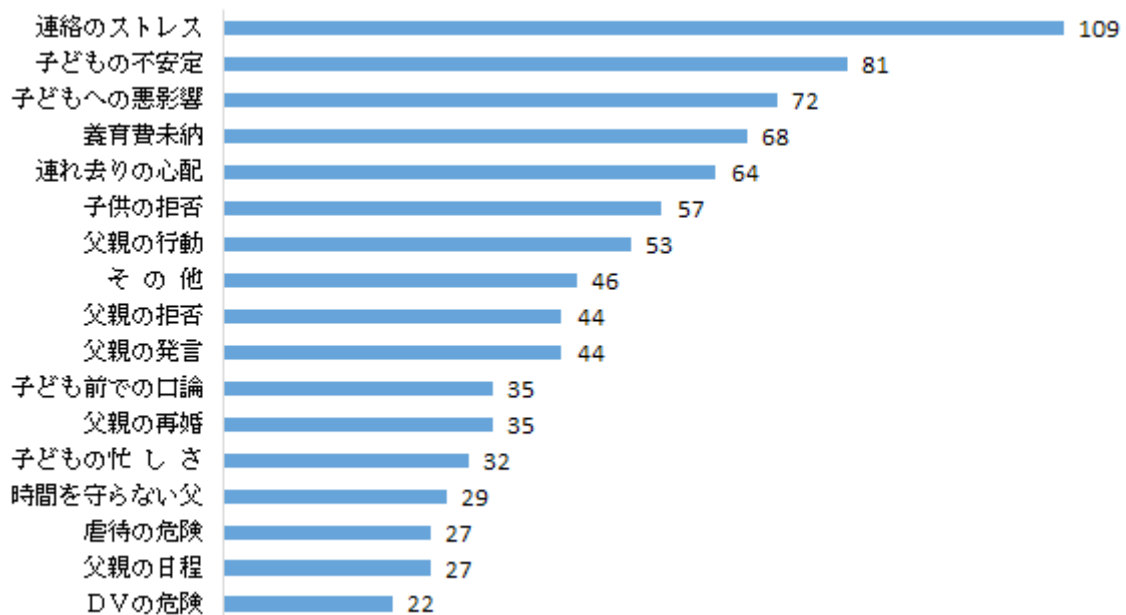


図20 面会交流実施上の問題点

図21は婚姻状況別に、人数を示したグラフである。離婚群は数が多く、ほぼ全体的傾向と同じであった。別居群、非未婚群については回答者が少ないので正確な傾向を読み取ることはできないが、参考までに示すと、別居群 (25名) では「連絡のストレス」16名 (64.0%)、「子どもの不安定」16名 (64.0%) と上位2項目は同じであるが、次いで「子どもが連れ去られるのではないかと心配である」13名 (52.0%)、「自分が子どもに言ってほしくないことを父親が言う」12名 (48.0%)、「自分が子どもにしてほしくないことを父親が子どもにする」11名 (44.0%)、「子どもに父親からの悪影響がある」11名 (44.0%) となっている。いずれも4割以上の回答者が問題点として挙げており、離婚群よりもその割合が高かった。別居中の母親は離婚後よりも問題を多く抱えている可能性が示唆される。その他、別居群で2割以上の回答者が選択したのは、「養育費未納」6名 (24%)、「虐待の危険」と「DVの危険」が5名 (20%) であった。非未婚群 (42名) については、第1位は同じく「連絡のストレス」18名 (42.9%) であるが、次いで「父親の拒否」と「養育費未納」が11名 (26.2%) であり2割以上の回答者が問題点として挙げたのはこの3項目のみであった。

面会交流によって実現できていると思うことについて、複数回答で尋ねたところ、最も多かった

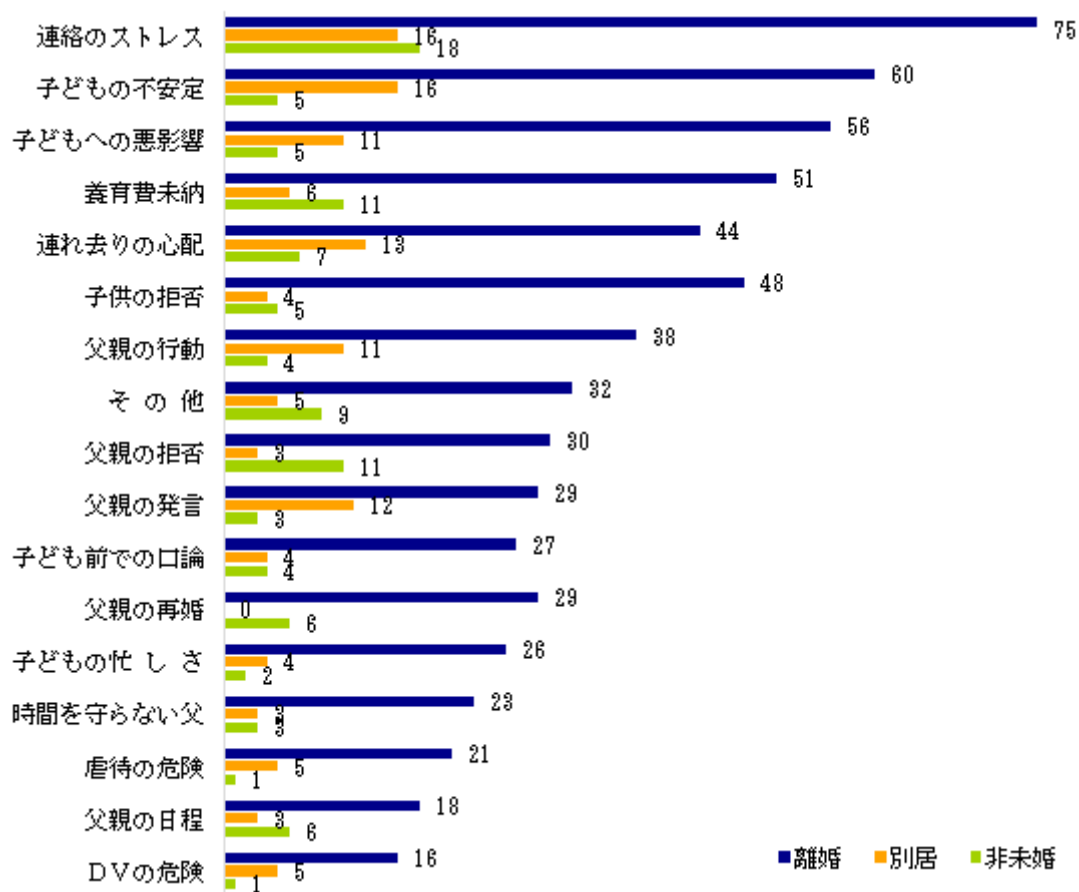


図21 面会交流上の問題点（婚姻状況別）

のは「父親が子どもを大切に思っていることが子どもに伝わる」61名（23.8%）であった。次いで「父親が父親としての自覚をもち、義務を果たす」57名（22.3%）で、この2項目は2割以上の母親が選択していた。婚姻状況別にみると、離婚群については回答者数が多く、上位3項目は同じであった（図22）。回答者数が少ないが、参考までに別居群および非未婚群をみると、別居群では、1位は同じく「父親が父親としての自覚をもち、義務を果たす」10名であり、別居群の40.0%という高い割合であった。「その他」を除くと、次いで「父方親族など、子どもを支えてくれる大人が他にもいることが子どもに伝わる」7名（28.0%）であった。また、非未婚群では1位が「自分ができないことを子どもにしてくれる」9名（21.4%）であった。

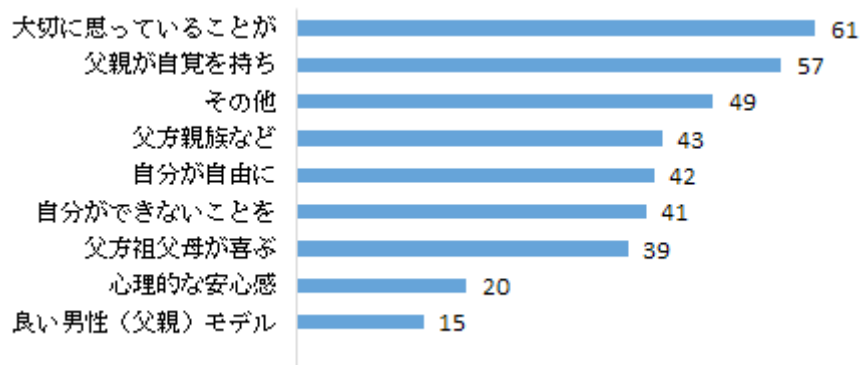


図22 面会交流で実現できること

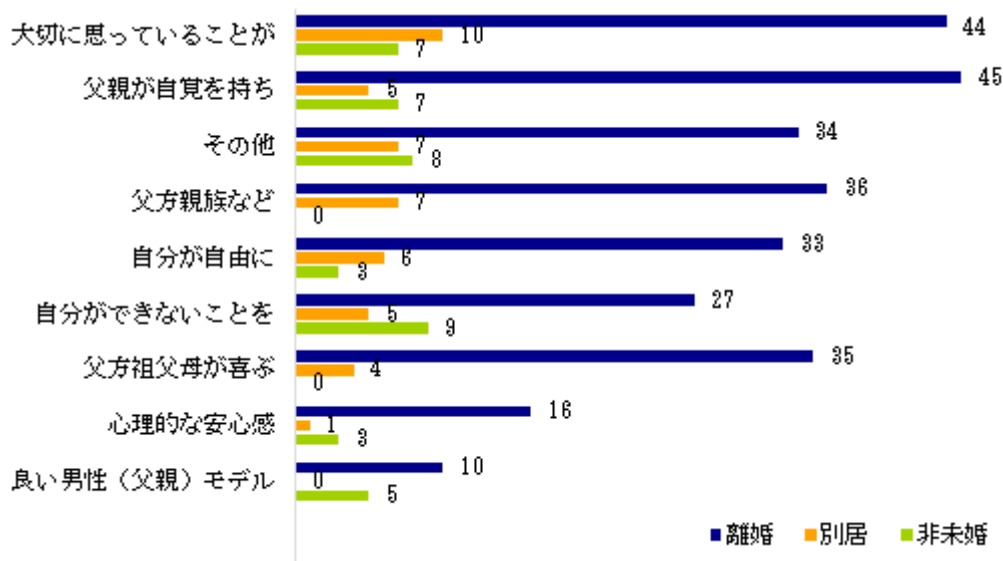


図22 面会交流によって実現できること（婚姻状況別）

4. まとめと今後の課題

本調査は母子家庭の二つの団体に所属する母親256名を対象に、父子面会交流の実態と、母親の意識を調査したものである。その結果、39.5%の回答者が父子面会交流を実施し、59.8%が実施しておらず、実施していない回答者が実施している回答者を上回るという結果であった。また、2011年民法改正により面会交流は「子の利益を最優先に考慮すべき」とされたが、今回の調査では面会交流について子どもの意思確認を行ったのは離婚／別居の場合22.4%に過ぎず、非未婚出産後、意思確認を行った場合は31.0%であった。面会交流について「子どもの利益を最優先に考える」という理念が社会一般に普及すること、また、2011年民法改正や家事事件手続法制定の影響を受け、面会交流をめぐる家事事件で家裁調査官等が子どもの意思確認をするなど、子ども自身が面会交流についてどのような意思・気持ちを持っているかを確認することが今後増えるだろうと予想される。

面会交流を実施している母親に、面会交流が子どもの成長に役に立っていると思うかどうかを尋ねたところ、役に立っていると答えた回答者が57.4%で、役に立っていないと答えた39.6%を上回った。6割近くの母親が役に立っていると意識することができているが、同時に4割近くの母親が役に立っていると意識しない状態で面会交流を実施しているということになる。また、面会交流を実施しているか否かに関わらず、全回答者を対象に、父子面会交流が子どもにとって必要かどうか尋ねたところ、調査時点で43.0%が必要度を肯定的に認識していた一方、50.8%が否定的な認識であり、否定が肯定を上回る結果となった。なお、離婚の回答者について、面会交流を実施している場合には必要度の認識が上がり、面会交流を実施していない場合には必要度の認識が下がっていた。面会交流実施によって母親の必要度の認識が上がる可能性、必要度の認識が高いので母親が面会交流を継続する可能性、両方の可能性がある。さらに、今回の調査では、面会交流を必要だと肯定する割合は、面会交流を実施している割合を上回っていることが分かった。つまり、母親が子どもにとって面会交流が必要であると認識しながらも、面会交流に至っていない回答者が一定程度いたということである。その割合は回答者全体の17.6%であった。また、

その逆のパターン、つまり面会交流が子どもにとって必要ないと認識しながらも、面会交流を実施しているという回答者は13.3%であった。どのような要因の下で母親が面会交流を必要だと認識し、実際に面会交流を実施するのかについて分析することが必要であろう。

では、最も多くの母親が面会交流実施上の問題点として挙げているのが何かというと、それは「面会交流について父親と連絡を取り合うストレス」で、4割を超える母親が挙げている。本調査では、面会交流を支援する第三者機関を利用しない理由も尋ねているが、面会交流を支援する第三者機関を知らないからという回答者、経済的負担のために利用できないという回答者がともに2割近くおり、自分の住む地域にないから利用できないという回答者が約4%いた。面会交流を行う際に母親にストレスがかからないような支援をどこでも誰でもが受けられる体制が整うことが望まれる。また、その次に問題として挙げたのは「面会交流を行った後、子どもが不安定になる、もしくはなりそうである」「子どもに父親からの悪影響がある」であった。面会交流後、むしろ子どもが不安定になるという事態を考えると、真に子どものための面会交流になっているかどうかを検証し続ける調査研究が今後も不可欠である。そして、子どもが安定して行える面会交流であるために何が必要かを分析することが重要であろう。最後に、最も多くの母親が面会交流で実現できていると答えたのは、「父親が子どもを大切に思っていることが子どもに伝わる」、次いで「父親が父親としての自覚を持ち、義務を果たす」であった。特に、母子が面会交流を望んでいるにもかかわらず、父親が面会交流に応じないケースについては、その状況や心理の分析が待たれる。

本調査では、家裁の調停・審判や裁判に登場しないケース、また、面会交流支援機関を利用していないケースなど広範囲の母子家庭を対象として含めることができた。同時に、本調査の協力者は母子家庭やシングルマザーの団体に所属している母親たちで、シングルマザーとしてお互いのつながりをもとめているという特徴をもっている。また、全国平均に比べて就労年取もやや高いと考えられる協力者であった。年取が低かったり、生活に追われて孤立しやすかったりする母子家庭は多くの支援を必要としているが、その実態を把握しきれていないことが本調査の限界である。多様な母子家庭を対象とした研究の積み重ねを今後も続けることが期待される。

謝辞

調査実施にご協力いただいた、特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ、公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会、そしてご回答者の皆様にご心より御礼申し上げます。なお、本研究はJSPS科研費JP15K14011の助成を得て実施されました。

引用文献

- 青木聡. (2017a). 親の離婚を経験した大学生が語る面会交流 (1)～統計解析の結果から～. 大正大学カウンセリング研究所紀要, 39, 5-18.
- 青木聡. (2017b). 父母の離婚を経験した大学生が語る面会交流 (2)―インタビュー内容の質的分析の結果から―. 大正大学研究紀要, 102, 212-230.
- 花元彩. (2017). 面会交流の間接強制―子の意思または福祉の取扱いをめぐる―. 桃山法学, 27, 67-98.
- 長谷川京子. (2016). 心理学的研究知見は面会交流原則実施政策を支持しない. 法の苑, 65, 5-21.
- 細矢郁, 進藤千絵, 野田裕子, 宮崎裕子. (2012). 面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方―民法766条の改正を踏まえて. 家庭裁判月報, 64(7), 1-97.
- 梶村太市. (2013). 民法766条改正の今日的意義と面会交流原則的実施論の問題点. 戸籍時報, 692,

18-31.

厚生労働省. (2017). 全国ひとり親世帯等調査 (平成28年度).

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>

厚生労働省. (2018). 人口動態調査 (平成29年度)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>

森田容子、八重樫達、服部元喜、吉武竜一、大高修嗣、永田一及. (2016). 離婚に関する事件の親及び子の表現の理解に関する研究. 家裁調査官研究紀要, 21, 1-100.

友田尋子偏. (2012). 別居親と子どもの面会交流に関する調査報告書 (日本DV防止情報センター), 1-125.

二宮周平. (2013). 離婚後の面会交流—企画趣旨. 法律時報, 85(4), 55.

野口康彦. (2015). 離婚後の親子の面会交流と子どもの心理発達—2つの支援機関のインタビュー調査から—. 人文コミュニケーション学科論集 (茨城大学人文学部紀要), 18, 45-62.

野口康彦, 青木聡, 小田切紀子. (2016). 離婚後の親子関係及び面会交流が子どもの適応に及ぼす影響. 家族療法研究, 33(3), 331-337.

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ、NPO法人全国女性シェルターネット. (2010). 離別後の子どもの「共同親権」を考える：面会交流・養育費・共同親権制度についてのアンケート報告.

小川洋子. (2018). 子どもが面会交流を通じて別居親と新たな関係性を築くまでのプロセスに関する質的研究. 家族心理学研究, 32(1), 14-28.

裁判所HP 司法統計 http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search

櫻井弘晃. (2017). 子の面会交流抗告例に関する一考察—東京高裁平成25年7月3日決定を中心として—. 九州国際大学法学論集, 23(1,2,3), 339-359.

佐藤千恵. (2017). 判例研究：間接強制手続き上で面会交流に対する子の拒絶意思が考慮され、間接強制申立てが却下された事例 [大阪高裁平成24年3月29日決定 (平成24年(ウ)223号、間接強制決定に対する執行抗告事件、判例時報2288号36頁)]. 中央学院大学経営学部研究紀要, 24, 35-52.

千村隆、五百木亜紀代、目黒正貴、土方正樹、菅原美沙、山脇瑞花、武部祐桂. (2018). 面会交流が課題となる調停事件における大阪家庭裁判所の新たな取組について. 家裁調査官研究紀要, 25, 29-54.

安井英俊. (2018). DV事案における面会交流の可否. 福岡大学法学論叢, 62(4), 1037-1056.

(2018年10月31日提出)

(2018年11月16日受理)

Fact-Finding Survey of Visitations Between Nonresident Fathers and Children:

Based on Questionnaire of Mothers Heading Single-Mother Households

HOTTA, Kaori

Faculty of Education, Saitama University

Abstract

The present survey targeted 256 mothers belonging to two groups of single-mother households. It investigated actual conditions regarding nonresident father visitations of their children as well as the attitudes of the mothers regarding such visitations. The survey results showed that 39.5% of respondents allowed nonresident fathers to visit their children, while 59.8% did not. The frequency of such contacts most commonly was once per month, with each meeting lasting at longest at six to nine hours. The wishes of the children were confirmed by 30.9% of respondents, and were not confirmed by 66.4%. Furthermore, in response to the question as to whether or not it was felt that such contact between fathers and children was necessary for the child, 43.0% said they “strongly” or “mostly” agreed on the necessity while the 50.8% said the contact was “not really” or “not at all” necessary. Of these numbers, 17.6% of the respondents who had the attitude that such visitations were necessary did not follow through with such meetings, while 13.3% who saw them as unnecessary did follow through. The most common problem that mothers cited in terms of actually setting up the visitations was “Getting in touch with the father about visitations is stressful,” followed by “The child is uneasy (or seems to be) after a visit” and “The father has a bad influence on the child.” The important issues here would seem to be making it possible for mothers to receive assistance from someone so that arranging visitations is not stressful to them, and to continue efforts to verify whether or not such visitations are truly being done for the sake of the children. Finally, the most common response to the question as to what mothers think is achieved by arranging visitations was “The visit communicates to the child that his/her father cares for him/her” followed by “The father becomes aware of himself as a father and performs his duties as one.”

Keywords: visitation, single-mother household, fathers and children